工事特記仕様書

- この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければなら <u>.</u>
- 2. 設計図書の照査
- 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。 2-1
- 3. 施工計画書
- 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- 3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。 3–3
- 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しな ナればならない。 3-4
- 4. 工程表
- 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。 4-1
- 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。 4-2
- 4-3 週間工程表を提出すること(監督員の指示による)。

5. 排水処理

- 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受 注者の責任において講じなければならない。 5-1
- 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をするこ 5–2

6. 現場管理一般

)-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまで もなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民 および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
 - (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。
-) 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

6-3 職員の駐在

- 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。 3

7. 損害補償

- 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。 7-1
- 7-2 工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。 7-3

8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

8-2 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。

9. 極極

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. 環境対策

各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。 10-1

公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。 10-2

バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。 10-3

環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。 10-4

10-5 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

10-6 汎用性の高い製品(県型側溝・歩車道境界ブロック等)は、リサイクル製品(三重県の認定品に限る)を使用すること。

10-7 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。

- 11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理
- 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。 1-1
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、 監督員に提示しなければならない。
- 11-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- 11-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施する とともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているこ とを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- 12. その他
- 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。 12-1
- 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出する 12-2
- 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。 12 - 3
- 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。 12-4
- 12-5「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成 23 年 4 月 1 日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-6 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-7 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

- 軺螫員 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、作業が終了次第、 に作業終了確認の連絡をすること。 12-8
- 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。 12–9
- As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請が行う場合、部分下請負通知書に記載すること。 12-10
- 12-11 工事中は散水等により防塵対策を十分に行いながら施工をおこなうこと。
- 造成盛土で使用する土については、名阪工業団地緑地P(亀山市関町会下地内)に仮置きされている土を利用することを想定している。 しかし、別途工事との工事間調整ができれば契約後変更する場合がある。(変更契約の対象とする。 12 - 12
- 給水工事に着手する際は、亀山市指定給水装置工事事業者を通じて亀山市上水道課に給水装置工事申請及び給水申込みの手続きが 12 - 13
- 開発区域界には、境界杭(鋲)を土地家屋調査士等及び有資格者において設置すること。 12-14
- 設計図書の変更(共仕第 1 編 1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一 層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。 12 - 15
- (1) 受注者による設計図書の変更対応について
- 1)請負者は工事の施工に際し、契約書第 18 条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域から の変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めるものであるが、その対応策等について監督員は受注者に検討することを協 議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても受注者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検 討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。
- 2)契約書第19条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員 は受注者に作成を協議・指示できるものとする。なお、受注者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。
- (2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

	係数(c)										
数量	係数(b)										
	係数(a)										
7:	<u>江</u> 曲	女	女	女	女	女	女	枚	女	枚	女
10 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	区国寺の俥類	国	函	面及び総幣図	函	準 横 断 図	般構造物図	構造物図	種工法図·展開図	量計算書	計計算書
		₽	繗	⅓	搟	丰	I		夲	数	點

用語の定義は次のとおりとする。

係数(a)・・・修正程度小(50%程度未満)のもの

係数(b)・・・修正程度大(50%程度以上)のもの

係数(c)···新規図面とする場合

また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係数(c)は適用せず、係数(a)又は(b)を適用するものとする。 なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。

- (3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。
- (4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力を行うこと。

 Se.	_		, ,		•		-			1	_	1		<u> </u>	-											-			1
特記仕様書(施工条件明示一覧表)	及び工事用道路等の調整 口 建設機械 他() 施工時期及び施工時間 (8:30 ~ 17:00))	な機関名(占用物件名 (□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 (その他 (別途工事と工程調整する必要があ	□ 未処理箇所 (□ 別添図	元 1 元公でがます	仮設ヤード使用期間(□ 仮設ヤードからの運搬距離(L = km) □ 仲用条件・復旧方法(から街(制限項目 (🛭 騒音 🗵 振動 🛘 水質 🗎 粉じん 🖪 排出ガス 🗕 その他 (調査項目 (口 騒音測定 口 振動測定 口 水質調査 口 近接家)	調本七许		次海安会施設等の耐器 (口 別途図面	(□ 指定路線 □ 指定路線以外	□ 配置人員数(道路規制時 2人、土搬入時1人) (うち交通誘導警備員A(1人)) (注:配響 / 目巻の亦軍は同門行わないよのレギス / 印] ・ お完毀領別及お充演報道整備員 A 総勘署おきない担合は	(は:町町八貝数0/文文に4次別114/4/4/1の0/2~9~8 円し、佰正昭際火がて文画的等責備員Aが1部画でされが物口になず一一を新しいを対して対象となる。)	通管理要員の	X		施設 () 鉄道 () 電気 () 電話 () 水道 () ガス () がったま () ボー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー	」ブロック塀 □ 家屋	J	 ・制限内容 ()))))))) () () () () ()	稲穀等の配置 (」 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) の配置 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議)	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施するこ	これの ()
目用示事項	<u> </u>		□ 他機関との協議が未完了			{ □ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 仮設ヤードの有無			口 その他(条 🚨 施工方法の制限あり	 □ 事業損失防止に関する調査あり		口 その他 (近接施設等に対する制限					□ 土砂崩落・発板作業に対する防護施設等に指定あり ■	☑ 現場での安全確保 (自主施工の原則)	口 から角 ()
明示項	 					用地関係					公害対策関係				安全対策関係	<u>R</u> K													

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当款欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

No.2							
特記仕様書(施工条件明示一覧表)	条件及び内容	□ 経路及び使用類間の制限内容 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 用地及び構造 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 安全施設 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議)) つ その他(□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 転用あり() □ 兼用あり() □ その他())	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 本工方法() □ その他(□ 残土地分地(□ 別途資料 □ その他() □ 別途協議) 運搬距離(L= km))) □ 整分地の処理条件あり(□ 却土整地	
	明示事項	□ 一般道路 (機入路) の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	口 200色 (□「仮設備の設置条件あり	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他 (
	明示項目	工事用道路関係	·	仮設備関係		機器 一様 一様 一様 一様 を を を を を を を を を を を を を	

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

_
.覧表)
掣
田小
崇
条件]
巛
Н
屋
11-
舢
账
$\stackrel{\cap}{\mathbb{H}}$
記仕7
#

	明不事項		I	条	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	K I	令		
	薬液注入工法等の指定あり	設削		工法区分 (注入量 (材料種類 その他	()	施工範囲((
	提出書類あり 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	!		材料関係	り (
i	その他(□ その他((
再生材使用関係 ビ	再生材使用の指定あり	再生材の種類 再生材が使用	(図 再生Asコン 図 出来ない場合の措置 (再生路盤材 囚 口 新材に変更	再生クラッシ ロ その他(□ ベミーキ·	道路用盛土村 区 別途協議)	□ 再生コン砂)	
<u> </u>	六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	□ 再生コンクリート砂(1購入先当たり	1 検体の試験を	行い、試験報告	言には、使用	する工事名称、戸	所在地を記載する。	(
	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	三重県リサイ (認定製品)	利用推進条例に基契約図面によるを増けのによった。	基づく認定製品 る) ショコ (を使用する。たロクな智コナス	こだし、認定製いている。	クル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は1の品名: 契約図面による) *** ***割の回りを開いていては、30mmのまの日のなお3142とで1	野督員	と別途協議。
		任:略た柴命の命名欄については、 「下記製品を本工事で使用する場合は、三 (超余割旦の見を・ 開係材制工事用	る欄については、政計年用する場合は、三重県リ 開みお割さま由ぶ…か		政計単価教のお名の記へすの重果リサイクル製品利用推進、エイクル製品利用推進、メニケード・参振・歯がお	o - C』 1 条例に基づく)	認定製品を使用す	するように努める。	
	みの街 ()	. 0	三人名 狭 十 神	-					
金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	陈) 期間				その他(
<u> </u>	現場発生品あり 支鈴品あり	☑ 品名 (フェンス)☑ 品名 (第・枯)	数量 () 数量 ()	(L=86.0m) (保 (N=43杉) 引	保管場所(住山町 引渡場所(午山町	(任山町地内資材置き場 (午川町地内資材置き場	(亀山市所有 (亀山市所有	者)) かの角(暑)	
	사람 담 오 스	問名(窦元元) 時期(平成 年	· 量 (田) 果	1011			()	
<u> </u>	盤土材等工事間流用あり		で運搬 等 口別	15	_ _	□ 別途協議 □ その他 (亀山市関町会下1079-12 ()他(2(亀山市所有地))) 1)) ([i	
	田福福時が発売してメージアップ級費)油田工工	数量 (N=681.4m3) 田場暗音が 第 (イス	ージアップ)の内容	運搬距離 (L:% (※4)	$\zeta = 7.0 \mathrm{km}$				
•••••	名文中域(1~)~~~~(柱域)	8条站交車 (こく場職職職職を)	() () () ()						
	その他(N						(
弁 <u>囚</u>	適用条件	□ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版) □ 「七木構造物設計マニュアル(案)	様書 (平成28年 ュアル (案)		を適用(部分改正を行った内容も	った内容も含む	(最新改正	: 平成30年7月1日)) 鑑 を適用	
		□ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 □ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にす	る特記仕様書おける回答予定	平成 年 1日を開権による	月 日を適用 (三重県HP 「三重県の) ろ 取割 試行対象工事に係る特記仕様書	引(三重県IIP「 き下事に係ろ特	<4	共事業情報」を参照) 平成28年7月1日を	
		澚	県の公共事業情	報」を参照)		2			
			施対象工事に係 5丁後、実施に~	1.1	平成30月7月1日 名議すること。	を適用	(三重県IIP「三重県の公共事業情報」	公共事業情報」を参照))
		□ 支援技術者1. 本工事は現場における	る現場技術業務を	(例形) (公財)	三重県建設技術	センター」に参	託しているので、	その支援技術者が監督	
		に代わって施工体制点弦、現場で立法、観然くは奈朗を行う際は、その美格に勝刀しなければならない。また、書類(施工体制古人 、計画書、報告書、デーダ、図面等)の審査に関し説明を求めらかた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者 T電報も契約事業の&に由定する彫成目ではなく、地球、本鉄、地鉄、林本の海ボの半の中盤を行う独唱にすしたいましてもな	ケ、現場で以次、 トタ、図画等)の タアヨテナス整核	観祭入江領渕の台事者に関し説明を18年かまなく おま	1つ緊は、んの米、状めのおたおのだけをあったた場合: 専業 を業	数に取力しなけば、 は、説明に応じなる ながら強火の当	ればならない。まだけだれなけばならない。	た、書類(施工体制台帳のただし、支援技術者は右したいまのがある	1000年
		、 工事間貝米約書券 3. 2. 監督員から工事請負 3. なみよ	米に発作する間間者に対する指示ス	員ではなく、相がは通知等の支援技	、、 承略、 励職、 泛術者を通じて行	検型の適分が付いる ・う場合には、腎	た幸を17.7 権政は、 督員から直接、指	14 しないものにある。 示又は通知があった。	もの
		こかなり。 3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者	工事請負者が監督 接技術者の氏名は	.員に対して行う葬 .右記の通りである	3告又は通知は、 、。 支援技術者	支援技術者を通 .:	支援技術者を通じて行うことがで. :	° No thu	
		四 設計変更 (工事一時中止)を行う際には、	止)を行う際に		三重県工事一時中止に係るガイドライン	らガイドライン		(三重県県土整備部 平成29年7月)	を参考とす
		る。(三重県HP「三重県の公共事業情報」 □ 設計変更(工事一時中止)を行う際には、	県の公共事業情 止)を行う際に	を参照し	農業農村整備事業		漁港漁場関係工事 🗆	森林整備保全事業	
		□ 三重県企業庁が所管する工事) は (□ 三重県農林水産部 平成29年7月□ その他(こおける工事 三重県企業月	一時中止に係るガイ 庁 平成29年7月) ね	イドライン を参考とする。		(三重県HP「三重県の公共事業情報」)	A」を参照)
									1

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (<u>H</u>

施工条件明示一覧表)
特記仕様書 ()

(施工条件明示一覧表) No.4 条件及び内容 No.4	【注:全ての工権に適用しない場合は、対象工権欄をチェックし、対象工権名を記入すること。】 する。) 一般監督とする。	契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 契約後にVE提案を受け付ける。 細部設計の承認を受けなければならない。 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。) で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。	工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 工事写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(図 1部 〇 ()部)とする。 三重県CALS電子納品運用マニュアル (平成29年4月改訂) を適用	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。	、工事カルテ作成・登録を行うこと。	<u>重</u> 県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力するこ。 。	本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。	本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2 次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管的に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を管内に建定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。	本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めるこ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
F F F F F F F F F F	分 区 一般監督の場合 【注: (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ 口 全ての工種に適用する。 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ 口 全ての工種に適用する。 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ 口 全ての工程を重点監督とする。) (5 口 重点監督 ※これ以外は、一般監る。 -3) ※これ以外は、一般監	□ 入札時V E 方式 □ 契約後 V E 方式 □ 契約後 V E 方式 □ 設計・施行一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 工事完成図書 (工事写真含む) □ 官子納品対象外 □ 電子納品対象外 □ 工事写真のみ □ 工事写真のみ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	四 産業廃棄物税 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□ 工事カルテ作成・登録	2 建設副産物情報交換システム	□ 下請企業の次数制限 □	□ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用 □	□ 建設資材の県内産製品優先使用 □
明示項	監督の区分 共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3	入札・契約方式	田 操	産業廃棄物税	工事カルテ 作成・登録	建設副産物情報 交換システム	下請関係 下請企業 次数制限	県内企企 (使用 (優先使用	県内産製品 優 先 使 用

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世

亀山市

平成30年7月

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

	i	ī	
- 条件及び内容 	 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の指置について (1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 	1 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。	 1 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。 2 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
明示事項	囚	工事実態調査	囚 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)
Ш		横	,
示項	不当介入を 受けた場合の 推삍	工事実態調査	社会保険等未加入対策対策
田	, ^百 以	H	拉

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ((平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。) に基づき、特定建設資材の分別解体 等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

- ① 分別解体等の方法
- ※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程	工 程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事	□手作業
ک		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
の	②土工	土工事	□手作業
作		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
業	③基礎	基礎工事	□手作業
内容		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
び		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
方	⑥その他	その他の工事	□手作業
法	()	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、 自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設 を想定している。

- 2. 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法12条関係) 少なくとも以下の事項について説明する。
 - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・ 工事着手の時期及び工程の概要
 - ・ 分別解体等の計画
 - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の 見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1(建築物に係る解体工事)、別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別表3-1、3-2(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

- 3. 工事請負契約書「7.解体工事に要する費用等」に記入する内容について 契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものと する。
 - (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地